

那珂市立額田保育所民営化ガイドライン(案)

那珂市保健福祉部こども課

<目次>

1 民営化ガイドラインの目的	1
2 保育所民営化ガイドライン	
(1) 保育所民営化の実施にあたっての基本的な考え方	2
(2) 民営化の方式	3
(3) 民営化対象保育所	3
(4) 運営主体	3
(5) 法人の選定	3
(6) 財産	4
(7) 市立幼稚園や市立保育所、小学校及び地域との連携	4
(8) 民営化の諸条件	4～5
(9) 保護者説明	6
(10) 引継ぎ・共同保育	6
(11) 課題解決	6
(12) 相談窓口	6
(13) ガイドラインの履行	6
(別表1) 市立保育所の配置基準	7

1 民営化ガイドラインの目的

「第2次那珂市行政改革大綱実施計画」（H22年度～H25年度）及び「那珂市財政健全化プラン推進計画」（H21年度～H25年度）において実施項目となっております「公立保育所の民営化」について、平成24年11月「那珂市額田保育所民営化検討委員会」を設置しました。

検討委員会において、「民営化にあたっては、市の責任において「民営化ガイドライン」を策定して、民営化の方式及び民営化の実施において基本となる工程や留意点などを示し、保護者の不安を解消する必要がある。」とのことから、本ガイドラインを民営化の基本的な指針として策定しました。

市立額田保育所については、このガイドラインを基本とした募集要項により、事業者を募集し民営化を実施してまいります。

また、市立額田保育所の民営化については、保育を継続しながら運営を引き継ぐことから、子どもへの影響が少なく円滑な引継ぎを行うとともに、本市が公立保育所として行ってきた保育の基本的な継承及び発展を図ります。

2 保育所民営化ガイドライン

(1) 保育所民営化の実施にあたっての基本的な考え方

民営化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が得られるよう、次の基本的な考え方のもとに進めてまいります。

①保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な法人を公募により選定します。

移管先の法人選定については、移管先法人選考委員会を設置し、ガイドラインを基に公募したのち、書類審査、面接等を実施し選考します。

②民営化の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。

民営化にあたっては、保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望に配慮してまいります。

③移管先法人決定後は、保護者、移管先法人及び那珂市による三者協議会を開催し、民営化に伴う諸事項について協議し、三者の合意形成を図ります。

④子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎや民営化後の支援を行います。

市と法人による共同保育や引継ぎ保育を実施し、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について、段階的に引き継ぎます。

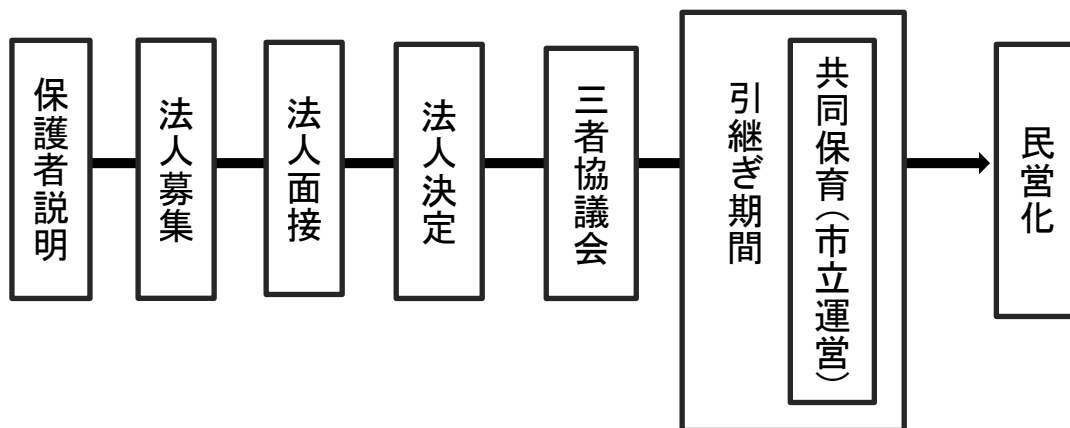
また、移管先法人には経験のある保育士等の確保や、定期的に監査を行う等、民営化後の保育について質の確保・向上を図るよう支援・指導してまいります。

(2) 民営化の方式

一般に民営化とは、設置主体が市のまま運営を委託する業務委託と、運営者に一定の裁量を認める指定管理者制度、設置主体を含めて民間に移行する移管方式がありますが、那珂市では、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自立性等を考慮し、移管方式による民営化とします。

移管までの準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継ぎ態勢や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるような移行計画を立てます。

民営化のスケジュール



(3) 民営化対象保育所

民営化対象保育所は、那珂市立額田保育所(所在:那珂市額田南郷499番地5)とします。

(4) 運営主体

運営主体は、現に保育所を運営している社会福祉法人、又は、幼稚園・保育所の運営をしている学校法人とします。

(5) 移管先法人の選定

移管先となる社会福祉法人等は、民営化に伴う移管先法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が移管先法人を決定します。

なお、法人選定にあたっては、保護者説明会や、法人による運営方針等の説明会を設け、保護者の意見や要望に配慮します。

(6) 財産

- ① 土地 一定条件のもと有償で貸与とします。
- ② 建物 一定条件のもと無償で譲渡とします。
- ③ 備品 一定条件のもと無償で譲渡とします。

(7) 市立幼稚園や市立保育所、小学校及び地域との連携

市立幼稚園や市立保育所、小学校及び地域との連携を図ります。

(8) 民営化の諸条件

移管先法人には国の定める最低基準や本市の基準等に加え、市立額田保育所の民営化にあたっての諸条件を付すこととします。

◆次の保育内容を最低条件として実施すること。

- ① 保育所保育指針の準拠
- ② 市立額田保育所の定員構成の継承
- ③ 市立額田保育所の受け入れ年齢継承
- ④ 障害児保育の実施
- ⑤ 休所日
国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を原則とすること。
- ⑥ 費用負担
本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- ⑦ 保育所所定の地域開放
- ⑧ 市等で実施する研修会への参加
- ⑨ 苦情処理の仕組みの整備
(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置)
- ⑩ 月曜日～土曜日の完全給食の提供
(市と協議の上、保育ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。)
- ⑪ アレルギー対応食の提供
- ⑫ 延長保育の実施
平日 午後6時00分から、午後8時00分まで

土曜日 午後6時00分から、午後8時00分まで
(平日、土曜日ともに市と協議の上、保育ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。)

⑬ 休日保育の実施

(市と協議の上、保育ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。)

⑭ 一時預かり事業の実施

⑮ 保育士等の配置基準

ア 職員数

入所児童数に応じて市立保育所の配置基準(7ページ:別表1)に基づく保育士等を確保すること。

イ 経験者の確保

■施設長 次のいずれかの経験年数を有すること。

- ・認可保育所での保育経験10年以上
- ・社会福祉事業の経験10年以上(うち認可保育所施設長3年以上)
※社会福祉事業経験年数に地方自治体での経験を算入することができる。
- ・幼稚園を運営していた学校法人については、幼稚園の教諭経験10年以上

■保育士 経験5年以上の保育士を、1/3以上配置すること。

※保育士資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。

ウ 臨時職員

現在額田保育所に勤務する者のうち継続して勤務を希望する者については、可能な限り採用すること。

⑯ 共同保育

那珂市が指定する3か月間の共同保育期間において、那珂市が指定する移管先法人の職員(施設長、保育士、看護師、栄養士等)を派遣すること。

⑰ 勤務の継続

共同保育に参加した法人職員は、業務委託期間及び民営化後も継続して当該保育所に従事すること。

⑱ 三者協議会

法人決定後、保護者、移管先法人及び市からなる三者協議会を設置し、民営化に伴う諸事項について協議し合意形成を図ること。

なお、民営化後も当分の間、当該協議会を存続すること。

(9) 保護者説明

市立額田保育所の保護者の不安解消を図るため、複数回の保護者説明会を実施します。この他、必要に応じた保護者説明会や個別相談を随時実施するとともに、民営化の準備、進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行います。

① 保育見学会

保護者に対し、引継ぎ期間の保育状況の見学や、法人から説明を受ける機会を設けます。

② 転所希望者への対応

民営化を理由として他の市立保育所への転所を希望する方に対しては、相談に応じます。

(10) 引継ぎ・共同保育

① 引継ぎ・共同保育のねらい

民営化に伴う環境の変化により子どもに負担を与えないよう、市立額田保育所の保育内容を継承するとともに、保育に参加することにより民営化前から子どもと法人保育士との信頼関係を築きます。

② 期間

引継ぎ期間はおおむね1年間とします。

このうち、3か月間は市立保育所に那珂市が指定する移管先法人職員を加えた共同保育を実施します。

共同保育は、移管先法人の保育士等が、市立額田保育所に出向き共同で保育にあたることにより、現在行われている保育を知るとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

(11) 課題解決

民営化に伴い生じた課題については、那珂市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行います。

(12) 相談窓口

保健福祉部こども課が窓口となって、民営化に伴うさまざまな課題、問題に対して保護者からの相談を受けます。

(13) ガイドラインの履行

市は、法人による保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行います。

市立保育所の配置基準（別表1）

職 種		那 珂 市		国基準(児童福祉施設最低基準)等
所 長		1		定めなし
主 任		1		定めなし
保 育 士	0歳児	3 対 1		3 対 1
	1歳児	6 対 1		6 対 1
	2歳児	6 対 1		6 対 1
	3歳児	20 対 1		20 対 1
	4歳児	30 対 1		30 対 1
	5歳児	30 対 1		30 対 1
	障害児	2 対 1 (加配) (手帳の有無、年齢等に関わらず)		定めなし
フリー		定めなし		定めなし
看護師		1 (乳児9人以上)		定めなし
栄養士		1 (菅谷保育所にパートで配置)		・特定多数に継続的に100食以上 食事を供給する施設には設置努力 義務 (健康増進法第21条第2項)
調理員	児童45人	1名		設置義務のみ (人数の基準なし)
	46人～150人	2名		
	151人以上	3名		